

新年度の各種保険料率について

遅くなりましたが、新年度の各種保険料についてまとめおきます。

- ・健康保険料（協会けんぽ・長野県・3月分より）
9.55%→**9.69%（本人負担は 4.845%）**
- ・介護保険料（協会けんぽ）：1.60%→**1.59%（本人負担は 0.795%）**
- ・雇用保険料率（一般の事業・4月1日より）
1,000分の15.5→1,000分の14.5
（労働者負担は 1,000分の6→1,000分の5.5）

健康保険は増、介護保険料が微減となり、トータルで社会保険料は増加。ただし雇用保険料が下がりますので、労働者負担分はわずかながら下がる結果となります。雇用保険料は4月1日以降に締日がある給与から、健康保険・介護保険は3月分（4月支給給与）から変更となりますので、ご注意ください。

失業給付の給付制限期間が短縮

4月より、自己都合退職した場合の**失業給付の受給制限期間（給付をもらえるまでの期間）が、1ヶ月間に短縮**されます（現在は2ヶ月間）。※ただし5年間で3回以上自己都合退職している場合は3ヶ月間。

さらに、教育訓練給付の対象となる講座（資格取得の講座など）を受ける場合は給付制限がなくなり、すぐに失業給付を受けられるようになります。

これにより、退職することへの心理的ハードルが下がる可能性があります。「今の職場で働き続けてもらう」ための環境整備がますます重要になると言えます。

福祉現場の「生産性向上」を考える③

今回から、厚生労働省が示している「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」（**生産性向上ガイドライン**）で示されている7つの視点に基づいて、現場の「生産性向上の取組」について考えていきたいと思います。

ガイドラインは[厚労省 HP](#)で公開されていますので、ぜひ一度ご覧になってみることをお勧めします。（介護

サービス向けにはなっていますが、もちろん障がい福祉、児童福祉分野でも活用できるものです）

①職場環境の整備

整理・整頓ができておらず、「何がどこにあるかわからない」状態だと、必要な物や資料を探すのにムダな時間と労力を費やします。ガイドラインでは「5S活動」による課題解決が推奨されています。

5S＝「整理・整頓・清潔・清潔・しつけ」を表し、不要なものを捨てる、見やすく整理して収納する、使った物はあるべき場所に返す、必要以上の物品を購入しない、といったことが挙げられます。「しつけ」は、職場の環境美化をルール化しそれを守る、という意味です。

職場環境の整備は、職員の動線上に物を置かないなど、事故防止につながる側面もあります。

②業務の明確化と役割分担(1)業務全体の流れの再構築

役割分担が明確になっておらず、なんでもかんでも一人の職員が対応しているなどで、業務にムラがあったり、それに伴ってケアの質が低下したりすることが課題となります。

ここでは、作業分析を行い、役割分担を見直したり、一日の流れを全体的に再構築したりすることが推奨されています。介護助手の活用等により、専門職が専門的な業務に集中できる仕組みづくりも重要です。

次回へ続きます

当事務所は10周年を迎えました！

当事務所は2015年4月の開設からちょうど10年が経ちました。ここまで続けてこられたのは、ひとえに皆様の支えのおかげだと感謝するばかりです。

11年目のシーズンも、少しでもお役に立てるような情報を提供できるよう精進してまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net